

令和6年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和6年6月28日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 - 議案第38号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
 - 議案第40号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について
 - 議案第42号 事業契約の変更について
 - 議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
 - 議案第45号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
 - 陳情第1号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第5号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第6号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

日程第2 議案第46号 損害賠償額の決定及び和解について

日程第3 議案第47号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第4回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	深谷直弘
教	育長	岡本竜生
企	画部長	木村忠好
総	務部長	杉浦崇臣
財	務グループリーダー	本多征樹
市	民部長	岡島正明
経	済環境グループリーダー	島口靖
税	務グループリーダー	西口尚志
福	祉部長	磯村和志
健	康推進グループリーダー	中川幸紀
こ	ども未来部長	磯村順司
こ	ども育成グループリーダー	板倉宏幸
文	化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都	市政策部長	杉浦睦彦
学	校経営グループリーダー	内藤克己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 任	立 花 容 史 枝
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、6月21日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る6月21日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より議案第46号及び第47号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討しました結果、本日、日程を追加し、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

皆様の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第46号及び議案第47号、以上議案2件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりとします。

本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

初めに、総務建設委員長、長谷川広昌議員。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 登壇〕

○総務建設委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る6月20日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案4件、

陳情3件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、40代の夫婦で中学生、小学生の子供2人の計4人の世帯で総所得金額400万円の場合、年間保険料はという問いに、国保税は55万9,600円という答弁。他の委員より、今後、一般会計からの一般財源の繰入れを視野に入れているのかという問いに、基本的に保険料を補填するような繰入れはしないという国の方針の下で行っているとの答弁。

議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、委員より、マイナ保険証を紛失した場合はという問いに、基本的には資格確認書を発行し、そちらで対応していくという答弁。

議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、4款2項1目廃棄物処理事業について、稗田町地内の不燃物搬入場及び分別収集特別拠点の借地料が約320万円から480万円に変更されているが、来年度以降も同程度になるのかという問いに、相続人の方と今後協議していくという答弁。

議案第45号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

陳情第1号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、最低賃金を時給1,500円以上に引き上げることとあるが、多くの中小企業は実現することが厳しいと考えるので、この陳情には反対という意見。他の委員より、このまま東京と地方の格差が続けば、労働力はさらに地方を離れ、ますます東京へと移動し、地方の衰退が引き起こされるため、本陳情には賛成という意見。

陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、本市では既に公契約条例が施行されており、地方公共団体の責務を果たしていると考えため、この陳情には反対という意見。他の委員より、公共サービス基本法第11条の確実な履行のために、国の責務を早期かつ十分に果たすことを求めるため、本陳情には賛成という意見。

陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、こういった提言書が一地方議会から提出することはなじまないのではないかと考えるため、この陳情には反対という意見。他の委員より、コスト削減を強調して進められた行革や合理化により地方自治体の財政は逼迫しており、地方自治体が住民の命と暮らしを守るために、国に対し、地方自治と地方財政の拡充を求める本陳情には賛成という意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第36号、議案第37号、議案第44号、議案第45号は挙手全員により原案可決。陳情第1号、陳情第2号、陳情第4号は挙手少数により不採択。

以上が総務建設委員会に付託された議案及び陳情に対する審査の経過の概要と結果でございます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がございますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、鈴木勝彦議員。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る令和6年6月21日金曜日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案6件、陳情4件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第38号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、今回の条例の一部改正は基準があるのかとの問いに、3月議会で地域密着型サービス等の基準条例を改正したので、介護の関係は本条例の改正がされると、基本的には国の準用する必要がある条例の改正は以上となりますとの答弁。同委員より、高浜市における人員配置基準は現在満たしているのかとの問いに、配置は満たしておりますとの答弁。他の委員より、この条例変更によって、現在の職員配置と仕事の働き方に違いが出てくるのかとの問いに、本市においては、本年4月1日現在、高齢者人口9,565人で保健師5人、社会福祉士、その他これに準ずる者として2人、主任介護支援専門員2人を配置しており、国の基準は既に満たしており、特に業務に影響はないとの答弁。

議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、委員より、女性文化センターの設立目的はとの問いに、設置及び管理に関する条例の1条の規定では、女性の多様な学習需要に応え、生涯学習及び学習成果の活用を提供するとともに、女性の交流を図り、学習情報の提供に資するためのもので、会議室や和室を備えており、市民の皆様にご利用いただき、様々な学習活動が行われています。また、事業として、指定管理者の受ける自主事業では、現在、書道などの教養を高める生涯学習の場、そして市民の皆さん同士のつながりを深める場となっています。また、ロビー等には情報コーナーも設置され、男女共同参画に関する様々な情報提供の場となり、貸室にすることで、使用料手数料条例を改正するものですとの答弁。

議案第40号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、法律をそのまま適用し準用されたのかとの問いに、国の基準が改正されたことに伴い、それに合わせて条例の改正をしたものですとの答弁。

議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について、委員より、いじめ問題対策委員会の委員と再調査委員会の委員は全く違う人を指名するのかという問いに、調査結果に対して再調査を行うため、同一委員は予定していませんとの答弁。

議案第42号 事業契約の変更について、委員より、なぜここで事業変更になるのかとの問いに、今回の改定では、サービス対価の支払いで維持管理業務のサービス対価が3種類あり、警備・保守業務と警備・保守業務以外の維持管理業務、この維持管理業務を実施する上で、その他必要な関連業務としてそれぞれの今回の変動値が前回の改定時と比べて保守業務が1.8%、その他維持管理業務が0.4%、今回の変更になるその他維持管理業務を実施する上で必要な管理業務が7.1%上昇したためとの答弁。同委員より、その他の管理業務というのは具体的にどの問いに、事業者の運営費、保険料、監査費用ですとの答弁。

議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）、委員より、デジタル基盤改革支援補助金、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業について、なぜこの時期に補正なのか、この補助金はどのような事業に充当するのか、情報システムの情報化をすることへのメリットはどの問いに、本年3月29日付で補助金の追加の交付決定がされたことから、6月補正で増額補正しました。補助金が追加交付された背景として、補助金の上限額について国は当初人口に基づいて設定していたが、多くの自治体はその補助金額ではシステム改修することができないことから、国は予算を増額し、自治体が提出した移行経費の調査回答額を踏まえ、補助金の上限額を再度設定することとされた。充当先事業では、当初予算では計上した3つの委託料で、総合住民情報管理事業の自治体情報システム標準化・共通化業務委託料、社会福祉推進事業のソフトウェア標準化業務委託料、電算情報管理事業の保険総合システム修正業務委託料、令和6年度は住基印鑑登録、税、障害者福祉、児童扶養手当、健康管理に関する業務のシステム標準化作業を進めます。情報システムの標準化に取り組むメリットは、システム改修費の削減とベンダーロックインの解消、行政サービス、住民利便性の向上にありますとの答弁。他の委員より、ラーケーションの仕組みと委託金についての問いに、愛知県が進める「ラーケーションの日」モデル事業を推進するための愛知県の委託料です。「ラーケーションの日」の実施により、増加する教職員の業務負担軽減のための人的支援と校務支援員など配置する愛知県の委託事業で、この額は県が示した1校当たりの上限額208万5,000円の市内小・中学校7校分の額で、高浜市として校務補助員にスクールサポーターを充てていく計画ですとの答弁。他の委員より、ラーケーションのモデル校の具体的な取組についての問いに、今回、高浜市においては系統的なキャリア教育を推

進する総合的な学習の時間、高浜カリキュラムに位置づけて実践し、モデル校である翼小学校は、この授業において防災教育を通して主体的に考え行動する力、また安心・安全な社会づくりに貢献できる力の育成を願っておりますとの答弁。同委員より、南部ふれあいプラザ耐震補強工事費増額補正についての問いに、耐震診断の補強工事の設計業務の中には、確認申請等必要な場合はその費用も当初見込んでいましたが、今回の工事については不要で、その部分に係る予定予算額は執行残とし、今回増額補正に伴う設計の見直しは、内部の技師に相談しながら職員で行いましたとの答弁。

次に、陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、この国の方針はICTの活用など行政の業務改革を推進しつつ人員の再配置などを進めるものであり、サービスの低下を招くものではなく、住民の安全・安心は必ず支えるものと考えてるので、この陳情には反対。他の委員より、道州制は都道府県に代わってより広域な単位で新たな地方自治体を設置し、国から広範な権限と財源を移管する制度との考えで、国の役割を丸投げするものではないので、この陳情には反対との意見。

陳情第5号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、令和4年2月から9月まで実施されました保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特別交付金が令和4年10月より処遇改善等加算として公定価格に組み込まれており、令和5年度も引き続き行われました。この加算は職員の賃金の継続的なベースアップ等に要するもので、職種や勤務形態を問わず事業所に勤務する職員が対象であり、保育士の給料も上がっていることを考えると、この労働環境を改善するだけでなく、保育士の賃金水準の抜本的な引上げなどは進められていることから、反対。他の委員より、同様の趣旨により反対との意見。

陳情第6号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、介護職員の処遇改善は拡充されており、常に本来は事務所や施設の経営努力や労使間の交渉で行われるべきであると指摘がなされているので、この陳情には反対。他の委員より、夜勤者の複数配置を実現させるためには、現状では介護職場での人材確保が逼迫する中で対応することは厳しい状況と考え反対。他の委員より、夜勤は日勤2日分に相当するため、夜勤体制を常時複数配置すると日勤者が減少してしまう。利用者は、日勤者が少なくなることにより、事故や職員の心の余裕がなくなることによるイライラにつながり、日中でも虐待のリスクは十分に上がると考えられます。また、利用者の自立度が高い施設では、1人夜勤でも問題のないところもありますので反対との意見。

陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、教職員の労働改善には取り組んでいると思っているので反対。他の委員より、1年単位の変形労働時間制の

導入が一層の長時間労働をもたらし、教職員の命と健康を脅かす大問題になるとあるが、理解できないので反対との意見。

なお、本委員会において自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第38号、挙手全員により原案可決。議案第39号、挙手多数により原案可決。議案第40号、第41号、挙手全員により原案可決。議案第42号、第44号、挙手多数により原案可決。陳情第3号、第5号、第6号、第7号、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で、福祉文教委員会委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、一般議案について。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、まず討論いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴う規約の変更となりますが、現行の被保険者証の廃止について賛成はできません。

全国紙4紙も、マイナ保険証への一本化については立ち止まることを社説で掲載しております。医療関係をはじめとする多くの団体が、保険証の廃止に対する署名活動や要請を行ってきたにもかかわらず、このように強行されてしまうことに納得ができません。

規約の変更により、マイナ保険証を所持している高齢者に対しても、資格情報のお知らせが交付及び送付されます。よって、マイナ保険証登録者の方には資格確認情報、マイナ保険証利用登録をしていない方には資格確認書が毎年発行、送付されます。

これまで自治体は資格確認情報と被保険者証を同時に発行し、送付していましたが、マイナ保険証登録者と登録していない方、そしてマイナ保険証の有効期限が切れてしまった方、マイナ保険証の登録を解除した方など、それぞれ個々の状況を把握し、対応が必要となります。

これらの業務を行う地方自治体への業務の負担や煩雑さを考えると、今までどおりマイナ保険証と被保険者証の両方が使えるようにすべきではないでしょうか。

また、今まで被保険者証は自動的に送られてきましたが、マイナ保険証は更新が必要となります。先日、薬局に行った際、高齢者がマイナ保険証を機械にかざしましたが反応せず、何度もチャレンジしておりました。結果的にマイナンバーカードの期限が切れており、カードは使えませんでした。皆さん御存じの高速道路における自動料金収受システム、略してETCは、2001年から本格運用が開始され既に20年以上経過していますが、いまだ通行券も発行されておりますし、係員もいます。いずれマイナ保険証に一本化されるときが来るとは思いますが、制度の変更には多くの国民の理解とともに明確なメリットがなければなりません。

そのためには、時間をかけて移行していく必要がありますが、マイナ保険証は2021年10月から本格運用されたばかりであります。医療機関、自治体、そして国民・市民がウィン・ウィンになるよう時間をかけて制度の改革に取り組んでいかなければならないことから、反対といたします。

続いて、議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

女性文化センターで活動していた高浜市婦人の会が解散したことにより、婦人の会が利用していた衣装展示室及び小会議室に対し利用料を設定し、一般利用に供する施設となることが提案されております。

女性文化センターは、設置及び管理に関する条例1条に、女性の多様な学習需要に応え、生涯学習及び学習成果の活用を提供するとともに、女性の交流を図り、及び学習状況の提供に資するため女性文化センターを設置するとうたわれております。

この設置目的は具体的にどのような活動に当たるのでしょうか。

現在、特に女性活躍の場の提供や男女共同参画における企画等について積極的に活動が行われているとは思えません。

また、公共施設あり方本部会議において、部屋の有効利用について協議をされたような答弁がなく、今後そういった面も含めて検討していくことになろうかと思っておりますとこども部長が答弁しました。

多文化共生コミュニティーセンターや湯山町の老人憩の家は、耐震性がないまま市民が利用しています。そういったことから、様々な検討があつてしかるべきではないでしょうか。

女性文化センターの利用実績によっては、一般市民が一般利用することについて合理性があることから、利用率について質疑をいたしました。

しかし、委員長が議案の範疇を超えていると質疑を止め、その後、再度お聞きしましたが、利用実績について答えていないにもかかわらず、委員長が今のところもう既に御答弁しているということをお断じますと発言し、質疑を終わらせたことから、判断材料が明らかになりませんでした。

た。やきものの里かわら美術館の使用料手数料条例について、別表2の備考欄に電気料は実費と記載があります。使用料手数料条例に実費と記載があれば、それは実費料金を市が徴収できますが、記載がなければ徴収できないはずですが、現在、電気料は実費となっていますが、水道料金については、記載がないにもかかわらず、指定管理者が徴収しているそうです。

また、改定後、光熱水費は実費となっていますが、ガス料金については、レストランの経営者とプロパンガス業者が契約を結び、直接使用料を支払っていることから、使用料手数料条例に記載してはいけないと思います。

最後に、女性文化センターの事務所を他団体が利用していることを把握していながら、使用料手数料条例に記載がなく、現在、経緯について確認をしているというところでございますといった答弁でした。これまで行政財産の目的外利用について様々な場所について問題提起してきましたが、いまだこのように改善されていないところがあることに非常に残念に思いますし、市民の不信感にもつながってきます。なぜ一斉に確認や調査をしないのでしょうか。今後このような指摘がされることがあってはなりません。

以上、今回の条例改正については納得できることが一つもありませんでした。改正議案を当局が上程してきたわけですから、しっかりと当局の考えをお聞きし、納得した上でなければ賛成することはできません。もっと委員会で闊達な意見交換を行い、賛成か反対かの判断ができるように議員各位におかれましてもお願い申し上げ、討論といたします。

引き続き、議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

いじめの重大事案について、令和6年6月6日、調査報告書を教育委員会が受理したという答弁がありましたが、6月18日の総括質疑では市長に報告が上がっていないことが確認されました。いじめ問題対策委員会からの答申はそのまま市長に上げるだけなので、なぜ2週間以上たっても市長へ報告されていないのか理解できません。

いじめ問題対策委員会の調査について期間を設けることは困難であることは理解できます。しかし、重大事案について、学校から教育委員会への報告はできるだけ早くすべきでありますし、いじめ問題対策委員会の答申を受け、教育委員会が市長へ報告する期限や市長が再調査委員会へ諮問する期限については定めることができるのではないのでしょうか。

また、この条例改正の具体的な運用についてお聞きしましたが、委員長に、議案の範疇を越えていると発言を止められました。国会でも新たな法令の制定や改正があるときは、具体的な運用方法を議員がしっかり聞き、確認しております。特にいじめの問題については、傷ついた子供や御家族の方に余計なストレスを与えないためにも、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会に対し、多くの市民に理解していただけるような運営をしていただく必要があります。

これまで第三者委員会の位置づけとなるいじめ問題対策委員会の委員については隠蔽していま

すし、今後設置される予定のいじめ問題再調査委員会の委員についても、はっきり公表するといった答弁はありませんでした。再調査委員会の設置の必要性については理解しますが、具体的な運用がはっきりしないこと、そして委員の公表について行うといった明言がないことから、全面的に反対することはできません。

以上をもって私の討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、市政クラブを代表して賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の保険証が本年12月2日以降発行されなくなることに伴い、資格確認書の引渡し事務等を市町村の事務とするものです。

国の法律改正により被保険者証が発行されなくなります。市町村の事務として、被保険者証の用語を使用している本規約の変更は当然のことです。また、本年12月2日以降に後期高齢者医療に加入された方が医療機関を受診する場合、マイナ保険証か資格確認書のいずれかが必要となります。本議案が議決されなければ、マイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書を発行することができず、市民が医療機関を受診する際に甚大な影響が及びます。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更は各市町村議会の議決を必要としますので、愛知県後期高齢者医療広域連合を構成する一自治体として、反対の余地はありません。

以上、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、市政クラブを代表して賛成といたします。

次に、議案第42号 事業契約の変更について、賛成の立場で討論をいたします。

今回のサービス対価の改定並びに契約金額の変更増については、高浜小学校等整備事業事業契約約款第57条のサービス対価の変更にのっとり実施されるものであります。第57号に規定される維持管理業務のサービス対価の改定に関する基本的な考え方より物価変動率を勘案して改定するもので、その方法は、毎年8月の日銀調査統計局による企業向けサービス価格指数、物価指数年報を用い、前回改定年度の前年の指数平均値と比較して3.0%以上の差が生じた場合、または初回もしくは前回改定年度から累積で3.0%以上の差が生じた場合に、次年度分のサービス対価の改定を行うものとしています。

今回の維持管理業務におけるその他維持管理業務を行う上で必要な関連業務は、前回の改定時——平成31年度であります——と比べて7.1%上昇していることから、改定が必要であることは言うまでもありません。

また、6月議会に議案上程されたことは、8月発表の速報値が確定値となるのが12月、事業者

のスライド額の算定から仮契約に至るまでの一連の手続を勘案すると、今回の上程は妥当であると判断できます。

当初契約以来13回の契約変更を行っており、建設物価の上昇、消費税率の改定、アスベスト処理などが理由とされています。今回の改定並びに契約変更を伴うその他維持管理業務は、平成31年度以来一番長い期間改定されていない業務であることや、昨今の物価高騰の影響を受けております。

福祉文教委員会の質問で、PFIの契約はいろいろなところに影響が大きく出て、改めて恐ろしさを感じるなどと意見する委員もいましたが、具体的ではないため、何を言っているのかよく分かりませんでした。あえて言うならば、PFIの特徴として主に維持管理・運營業務において長期契約を締結することから、事業の契約期間に大きく変化する市場環境に柔軟に対応できない可能性は否めません。ただ、それ以上の効果として、高いレベルのサービスの提供を受けるためにも、今回の措置を規定し、講じているわけでありませぬ。

従来型の公共事業においても、昨今の実情を考えると、ライフサイクルコストはかさんでいきます。PFIにおいても変更契約によりライフサイクルコストはかさんでいきますが、VFMの確保が求められていることもあり、言うまでもありません。

以上のことから、事業契約約款にのっとり遂行される変更契約であるため、賛成といたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてに関し、日本共産党を代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

一昨年10月に岸田政権が突如として2024年度秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化すると言い出したことが引き金となったマイナンバーカードの大混乱。任意であるマイナンバーカードを強制的に全国民に持たせようとするものです。

そのマイナンバーカードには納税状況、医療、年金などの保険料納付と受けたサービスの状況、公金受取り口座、さらにはがん検診など受けた健康診断とその結果や生活保護、児童扶養手当の支給、雇用保険の支給など29分野の膨大な個人情報ひもづけられています。

しかし、昨年、マイナンバーをめぐるたび重なるトラブルで国民の信用はがた落ち、いまだにマイナ保険証の利用率は7%そこそこです。取得は任意であるため、カードを持たない人もいます。

政府は、運転免許証の偽造などの犯罪対策として、インターネットなど非対面の携帯電話の契約では、本人確認をマイナンバーカードに一本化する方針を決めました。今後は、店舗の窓口等

対面でもマイナンバーカードや運転免許証のＩＣチップの読み取りを義務化します。

本人確認で詰む人が続出する懸念があります。スマホを持ってないというだけではありません。自分が自分であることを証明できない。憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される」とあります。国民であるのに、マイナンバーカードがないと、あなたは誰なのかと疑われる社会。マイナンバーカードの取得は任意とされながら、現行の保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化することで、事実上マイナンバーカードの取得を強制とすることに日本共産党は反対をしております。

本議案は、本年12月2日に今の健康保険証の発行を終了し、廃止することが昨年12月22日に閣議決定されたことに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約における市町村の事務のうち、被保険者証及び資格証明書の引渡しや返還受付の事務を、資格確認書等の引渡しや返還受付の事務に規約を変更することを求める議案です。

国民からの強い反対の声により、マイナンバー申請しない人への対応策として、現行の保険証廃止後に資格確認書の発行をすることとなりました。マイナンバーカードを拒否した人への対応策としての位置づけである資格確認書、この発行に対し反対はいたしません。

よって、本議案には賛成とさせていただきます。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、市政クラブを代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、高浜市婦人の会さんが本年3月に解散されたことに伴い、女性文化センターの使用料の一部を改正するといったところが主立った議案である、分かりやすい議案であると思います。

婦人の会さんが使用していた、継続して利用していた小会議室及び衣装展示室の料金の表記を削り、その空いた部屋を引き続き小会議室、和室Bとして新たに時間貸しをできる、時間貸しをするために料金を設定するといったものであります。

また、かわら美術館・図書館のレストラン備考部分の文言の修正も実態に合わせた修正であり、現状に何ら影響を及ぼすものではないと考えます。

女性文化センターの空いてしまった部屋を市民の皆さんに有効に活用していただくためには、料金の設定というのは必須であります。早急な設定が必要であると考えます。この条文に何ら反対する部分はありません。

よって、本議案には賛成といたします。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、10番、北川広人議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正についてに対しまして、市政クラブを代表して賛成討論をさせていただきます。

そもそもいじめ問題が発生すること自体が問題であり、さらには、重大事態に至ることは絶対にあってはならないと考えております。このことは、全ての皆さんが理解をしているものと思っております。

この条例は、令和5年6月定例会で可決、制定されたものであります。今回の改正は、この条例を一部改正し、教育委員会からの報告を受けた後に市長が高浜市いじめ問題再調査委員会を設置し、再調査をすることができるようにするというものであります。

残念ながら、高浜市では現在、重大事態が発生をし、調査委員会が動いておられるということは承知しておりますが、大事なことは、この調査の目的であります。現在起きているいじめに対処することと、今後の発生を防止するための調査をするということとであります。この目的が達成していないと判断し、再調査が必要と認めたときに、市長の命によって再調査を行うことができる。この条例が、市長の権限まで及ぶ形に改正されるということは、今後のいじめ問題自体の抑止力になると信じております。

先ほど委員の名前が明かされていないとか、隠蔽だとかという言葉を使って討論をされておった方が見えましたが、様々な方々に配慮して進めていかなければならないデリケートな問題であるというふうに思います。委員の名を知ることがそんなに大事なことなんでしょうか。委員の名前をそんなに知りたがるほうが、逆に尋常ではないというふうに考えます。

先ほど申し上げたように、この条例が効力を発揮することなく抑止につながることを、これを御祈念申し上げ、全ての議員の皆様にご賛同いただけるようお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これで一般議案に対する討論を終わります。

続いて補正議案に入ります。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、反対いたします。

まず、南部ふれあいプラザ耐震補強工事費の増額補正321万4,000円について、当初予算が1,608万円となっていたことから、増額して合計1,929万4,000円になります。入札が不調になっ

たことを理由に増額補正を行うこと自体、あり得ません。専門の設計のところをお願いをして、設計書を上げていただいたという答弁がありましたが、そうすると、不調となった原因はその専門の設計事務所にあることとなります。副市長は、当初の設計書が間違っているというそういうミスではありませんと答弁していますが、この件についてどこが責任を取るのでしょうか。

南部ふれあいプラザ耐震診断工事実施設計業務委託については、昨年（令和5年）の第4回臨時議会において、1,372万8,000円が計上され、工事費に対しあまりにも高額であることを指摘いたしました。実績として930万円ほどとなったようですが、それでもこのような委託料でミスをされるようでは問題です。

また、不調になった後、内部の技師にも相談しながら職員で行ったと答弁がありましたが、そうであれば、最初から内部設計すればよかったということになります。

また、技師が少ないことから、これは以前から申し上げておりますが、大規模改修や解体など躯体を触るような工事に関しては、グループごとで設計、契約、施工を行うのではなく、それに特化した部署をつくるべきです。

今回、南部ふれあいプラザの太陽光発電設備導入基礎調査業務委託料が99万円新たに計上されていますが、この委託内容をお聞きしても、技師がいれば行える業務であり、既に耐震診断も行い、耐震補強工事の設計も委託で行ったことから、委託自体が不要になるのではないのでしょうか。

また、総合政策グループが行った南部ふれあいプラザ耐震診断工事実施設計業務委託については、太陽光パネルを設置する前提の設計になっていないことが分かりました。昨年度、経済環境グループが全ての公共施設について太陽光パネルを設置できるかどうかの調査をしたという報告がありましたが、耐震のない状態で調査をしたのでしょうか。引き続き調査をしてまいりたいと思います。

今回の補正予算では、市が借りた土地の賃借料の増額が何件もあります。なぜ増額が必要になるのか、それぞれグループごとに契約の内容も違い、よく分かりませんでした。契約に基づき対応すべきであると考えます。今後、契約に際しては、後から補正予算が組まれることがないよう精査していくべきであります。

以上の理由により反対といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、6番、今原ゆかり議員。

〔6番 今原ゆかり 登壇〕

○6番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、公明党を代表し賛成の立場で討論をさせていただきます。

市民活動支援費では、南部ふれあいプラザ耐震補強工事費が計上されています。こちらは、入札の不調が続いたため、改めて設計を見直し、事業を推進するものであります。

庁用器具費では、まちづくり協議会から要望されたテントやAEDなどの購入費用を計上、いざというときに使用する必要なものとなります。

みんなでまちづくり事業では、eスポーツ機器を使用し、世代を越えた市民が交流できる場を創出することで地域全体の活性化を目指すとしています。多くの方が楽しめるイベントになることを期待しております。

ICT推進事業では、公共施設の予約システム構築業務委託料が計上されています。施設に向かなくてもオンラインで予約、キャッシュレス決済が可能となるシステムの導入で、市民サービスの向上、窓口業務の負担軽減につながります。

地域共生型居場所づくり推進事業では、こども食堂や健康自生地等の居場所を多世代型にしていくため、先進地の視察やフォーラムの開催費用となっています。誰もが安心して生活できるまちづくりを推進していくための必要な費用と考えます。

価格高騰重点支援給付金支給事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による家計の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯に対して1世帯10万円の給付、また低所得者の子育て給付として18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するための委託料などが計上されています。

環境衛生対策推進事業では、南部ふれあいプラザに太陽光発電設備を導入するための基礎調査業務委託料を計上、2021年6月に国・地方脱炭素実現会議にて示された2050年カーボンニュートラルに向けての計画的な取組と考えます。

以上、これらの内容からどれも必要な補正であると考えますので、本議案には賛成とさせていただきます。

〔6番 今原ゆかり 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、市政クラブを代表し、個人的な意見も含め、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、2款1項3目市民活動支援費、南部ふれあいプラザ耐震補強工事、これの増額について。残念ながら入札不調となり、追加の工事費を計上するとのことでした。

この件について、一部議員より、入札不調になったのは職員のミスではないかといった非難するような声もございました。しかし、入札不調になった原因というのは、決して職員のミスではなく、昨年の耐震性に問題があると発覚以来、耐震調査をし、実施設計業務を委託し、設計をし、それに基づき積算、予算立て、そして今回の入札となったわけです。残念ながら不調となってしまったのは、当初想定をしていたものよりも予想を超える資材の高騰など様々な原因により建築

費の値上がりがあったものが主な要因であると考えております。

職員のミスであるといったような批判的な意見は職員を追い詰めるものであって、決してあってはならない。そういった強い言葉は、ともすればパワハラに当たるのではないかというような懸念もございます。市民に負託されて強い言葉を持つ我々議員こそ、自らを律し、言動を慎んでいかなければならないと考えます。

今回のことで工期が延び、完成予定が遅れるというのは非常に残念ではありますが、市民、そして地域の方々が南部ふれあいプラザの再開を待ち望んでおります。今後、工事がスムーズに進み、一日も早い再開をお願いしまして、賛成といたします。

次に、2款1項12目企画費、みんなでまちづくり事業。この事業では、eスポーツを用いて行うといったことでございます。eスポーツを使う、これは今までなかったことであり、今まで参加してこなかった、関わってこなかった世代の参加というのも見込める、その点は大変評価できます。多世代間の交流、多文化間の交流、そして健康プログラムと、若者や女性、子供、シニア層、外国籍の方、様々な方がごちゃ混ぜとなり、共生社会の実現に進んでいくものと考えております。

続いて、ICT推進事業。これは、キャッシュレス決済を可能にする、また公共施設の予約システムの構築を行うといったものであります。はっきりいって今さら感というのはございます。遅かったのではないかという考えもありますが、これが実現されれば、市民の利便性は格段に上がるものと考えております。

土地の借地料の契約変更というのが幾つかございました。これ、それぞれに契約の文言がどうだというような声もございましたが、土地の評価額が変更になれば見直していくというのが当然であると考えます。貸主の不利益になってはならないと考えております。今後は、契約に当たって一言、評価替えがあった場合の対応等を十分入れていただくことを注文いたしまして、賛成といたします。

あと、価格高騰重点支援金、また新型コロナ予防接種に係る費用等も補正予算として上がっておりますが、全てにおいて今やらねばならない、進めていかなければならない案件であると考えております。

よって、本補正予算案には賛成といたします。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これで補正予算に対する討論を終結いたします。

続いて、陳情に対する討論です。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、名古屋市北区柳原3丁目7番8号、春の自

治体キャラバン実行委員会代表、西尾美沙子氏提出の陳情第1号から第7号について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

陳情第1号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情について。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに3つのランクに分けられ、最高の東京都は時給1,113円、最低の岩手県は時給893円という状況です。1日8時間フルタイムで働いても、月に12万円から16万円の手取りにしかならず、自立して生活することは非常に困難で、最低賃金の大幅引上げは必要です。

全労連などが全国で行った最低生計費試算調査の結果により、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はないとあります。岸田首相は、昨年8月31日の新しい資本主義実現会議で、最低賃金を全国加重平均1,500円とする目標を設定しました。しかし、その達成は2030年代半ばまで先送りとしています。しかも、全国加重平均では、実際に1,500円に到達するのは7から8都府県にとどまります。このまま東京と地方の格差が続けば、労働力はさらに地方を離れ、ますます東京へと移動し、地方の衰退が引き起こされることとなります。そのため、全国一律最低賃金制度の導入及び最低賃金の時給1,500円以上への引上げは必要です。

また、現状においては、中小企業が最低賃金を引き上げることは大変厳しいです。そうであるため、中小企業へのさらなる支援は必要です。

したがって、これらを求める本陳情には賛成いたします。

次に、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情について。

国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする公共サービス基本法、その第11条で求められたことは、各地方公共団体の努力任せとなっております。

一方、新自由主義の政治が公共の役割を縮小、放棄し、公務員の削減と非正規化、民間委託を進め、低賃金の官製ワーキングプアを生んでいます。

公共サービス基本法第11条の確実な履行のために、国の責務を早期かつ十分に果たすことを求め、さらに公契約事業従事者を官製ワーキングプアに陥れることを防ぐ公契約法制定を求める本陳情には賛成いたします。

次に、陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情について。

民間企業等でも問題になっている非正規雇用、これが国等の公的機関で働く方たちにおいても問題となっています。

こうした非正規雇用の方々は、正規雇用の方々とほぼ同等の労働であるにもかかわらず、待遇面で格差が生じ、離職をされる方もおられます。そうした方への待遇面での改善を行うことは急

務となっています。

住民の命と暮らしを守るため、住民へのサービス拡充に努めていくためにも、国の出先機関の予算、人員体制の強化は必要です。

また、国のやるべき仕事を外交、防衛など非常に狭い分野に限定し、医療、介護、教育などの仕事は権限移譲の名の下に道州や基礎自治体に押しつける国会の大リストラである道州制、こうした権限移譲は、地方の財政力の違いで左右される福祉、教育の格差をもたらします。住民福祉の向上、増進に国が責任を持つことを定めた憲法25条などの理念を放棄するものです。

大都市圏への人口集中や、自治体と住民の距離が遠くなり、住民自治が衰退し、ひいては国の崩壊につながる道州制の導入には反対です。

したがって、これらを求める本陳情には賛成をいたします。

次に、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について。

能登半島地震やコロナ禍によって公務公共サービスの重要性が浮き彫りにされました。しかし、コスト削減を強調して進められた行革や合理化により、地方自治体の財政は逼迫しております。

しかし、政府の対応は極めて不十分と言わざるを得ないものであり、特にマイナンバーカードの普及率に応じた地方交付税の配分など成果主義的な仕組み等により、地方の独自の取組を阻害し、地方自治に歪みを生じさせかねないものとなっております。

したがって、地方自治体が住民の命と暮らしを守るために、国に対し、地方自治と地方財政の拡充を求める本陳情には賛成いたします。

次に、陳情第5号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情について。

保育士1人が受け持つ子供の人数を定めた保育所の保育士配置基準が76年ぶりに、これまで動かなかった4歳児、5歳児では30人から25人に、そして3歳児については55年ぶりに20人から15人に見直されました。

基準改正は保育士や保護者らが国に対して長年求め続けてきた結果であり、現場の切実な要求と粘り強い運動、それと結んだ世論の広がり国が政治を動かすこととなりました。

しかし、ヨーロッパにおける3歳児から5歳児の配置基準は10対1とのことです。これは、子供にとってどういう教育、保育がふさわしいのかという考え方を突き詰めていった結果であり、配置基準のさらなる改善は必要です。

実際、保育士の確保は困難ですが必要です。令和3年10月1日時点で約107万人いると言われる潜在保育士、非常に多くの方が保育士資格を持っています。保育士不足ではなく、現状の保育施設で働きたい保育士が不足していると言えます。余裕のない現場と仕事の責任に見合わない処遇では、保育士が集まらないのは当然だという指摘もあります。

やはり抜本的な保育士配置基準の改善とさらなる処遇改善は必要であり、今の保育士配置基準

や処遇を改善することは、潜在保育士の方々が職場復帰をするということにプラスになると考えます。

従いまして、これを求める本陳情には賛成をいたします。

次に、陳情第6号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情について。

年々増え続ける高齢化率に対応するため、介護・障害施設で働く職員の体制の充実は大変重要となります。特に夜勤における体制では、1人夜勤により職員の責任や負担が増え、過労に伴う健康問題、精神的ストレスから利用者への虐待へとつながる懸念も出てきております。2020年11月に名古屋市内の障害者短期入所施設にて1人夜勤中だった30代の男性が倒れ、ほかの職員が朝出勤するまで発見されず、亡くなった事故もあります。職員及び利用者双方の安全を守るために、1人で夜勤をする体制の見直しは必要です。

しかし、1人夜勤をなくすのは事業所の努力では難しく、制度を変える必要があります。国においては、介護・障害福祉職場における夜間の体制不足を認識し、夜間支援体制加算をつけてはいますが、複数夜勤体制を取るには不十分です。2020年の死亡事故から数年がたっても1人夜勤が解消されていない状況において、今後の超高齢化により介護施設の需要が高まる中で、働き続けられる職場環境にしなければ、職場の人手は増えていきません。そのため、介護・障害施設の夜勤体制を常時複数配置を基準とし、それを可能とする報酬単価の引上げを求めるこの陳情には、賛成以外考えられません。

次に、陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情について。

教員の長時間労働が依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。最近では、教員志望の学生が減り始めています。教員の長時間労働の是正は、まさに日本の教育の現在と未来のかかった国民的課題です。1年単位の変形労働時間制とは、繁忙期に1日10時間労働まで可能とし、閑散期と合わせて平均で1日当たり8時間に収める制度です。

しかし、人間の心身は、繁忙期の疲労を閑散期で回復できるようにはなっておりません。1年単位の変形労働時間制は、人間の体に合った1日8時間労働の原則を破るものです。日々の労働時間の削減が課題であるのに、このような制度で問題が解決するわけがありません。

1年単位の変形労働時間制導入の唯一の理由は、学期中を繁忙期とする代わりに、夏などに教員の休みを増やすというものです。しかし、学期中を繁忙期にすること自体が教員の働き方をさらにひどくすることになります。例えば、現在の退勤定時が16時45分なら、それが18時、19時になります。まさに長時間労働を固定化し助長するものであり、教職員の命と健康を脅かす大問題となります。

今必要なのは、教職員の増員、業務の縮小、少人数学級などを実現することであり、それこそ

教職に対する魅力向上、教員不足の解消、そしてゆとりある教育へとつながっていきます。これにより子供たちが毎日学校へ通いたくなる魅力ある学校づくりを支援することになり、これを求める本陳情には賛成をいたします。

以上をもちまして賛成討論といたします。

[12番 柴口征寛 降壇]

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は11時30分。

午前11時19分休憩

午前11時30分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの討論をもちまして、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第42号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第45号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。
次に、陳情第1号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 議案第46号 損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第46号 損害賠償額の決定及び和解について御説明申し上げます。

追加上程分議案書2ページをお願いいたします。

本案は、市有自動車の事故について、損害賠償の額の決定及び和解に関し御議決をお願いするものでございます。

（1）損害賠償の額は89万5,985円で、（2）相手方は市外在住者でございます。

（3）事故の概要でございますが、本年4月30日午後0時頃、高浜エコハウス駐車場内において市有自動車により物損事故を起こしたものでございます。事故の状況は、市有自動車が後進する際に後方に駐車されていた相手方自動車に接触し、相手方自動車の前方が破損したもので、事故の原因は後方確認が不十分であったことによるものです。

次に、（4）和解の内容でございますが、過失割合は市が100%で、市が相手方に対して89万5,985円を支払い、本件に関するその他の債権債務がないことを相互に確認することとして和解するものでございます。

説明は以上のおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今回、バック事故ということで、事故の原因に後方確認が不十分だったということなんですけど、近くに学校もあって、非常にそのときに人がいなかったのによかったなど思うんですけども、こういった事故が起きたときに、当然事故の報告書を書かれると思うんですけども、それについて、ただ事故の内容について書く以外に、その人が事故を起こした人の例えば休み明けだったのかとか、昨日何時に寝たとか、飲酒をしたのかとか、何時間ぐらい寝たとか、そういった状況についての報告は分析とかされているのか、確認をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 今回の事故につきましては、事故発生直後に報告のほうを私は受けました。実際にそのときの状況だとかそういうことの報告を受けてございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 報告を受けて、それをどう生かすかなんですけれども、二度とそういった同じような事故を起こすことはしてはならないと思うんですね。そうした報告書にその人がどういった状況で、精神状態であったかを知ることは非常に重要です。その報告書を基にして事件事例研究というのを市の所有する自動車を運転する人に対して行う必要があるかと思えます。そうした事件事例研究と併せてKYTを実施する必要があると思うんですが、そういったことを内部の職員の人にとどこまでそういったことをされるのか、はっきりとお答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 事故後の対応でございますけれども、やはり今回の場合ですと、事故後は本人のそのとき、例えばその前日の状況だとか、そこら辺までは実はお聞きしておりませんが、ただ、やはり再発防止に向けまして、今回の事故後、グループ内の車両の鍵置場だとかに交通事故に注意と記載したマグネットを張るなど行いまして、再発防止に努めてございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 鍵のところは今注意と書かれていたんですけども、やはり今、先ほど柴口議員がおっしゃったように、例えば疲れているとか、少し体調が悪いとか、いつもと違うような状況であれば、それはやはり公用車を運転すべきではないと思います。特に、バスの運転手さんとかタクシーの運転手さんに関しても、そのときの体調の状況というのはしっかり把握されてから乗車するということが厳しく決められておりますので、そういったところの対応を今後しっかりされるのかどうかということと、あと、やはり事故というのは、自分自身もそうなんですけれども、気をつけていても、どうしても不注意で起こってしまうということもあるんですね。

そういう場合に、例えば2人このときに乗っていたとしたら、後方にバックするとき、それから右折するとき、左折するときには必ず2人で確認をすとか、状況をお互いに把握し合うといったようなことも必要かと思うんですね。

なので、やはり今回の件につきましても、1人で乗っていたかどうかということも含めて、今後の対応ということが、今ちょっと経済環境グループリーダーがおっしゃったことだけだと、私はちょっと不十分かなと思うことと、あと、今回、保険金の支払いのほうがあるかと思うんですけども、その状況についてもお知らせください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 今回の事故におきましては、1人で乗車しておったときの事故でございまして、やはり今お話がございました事前の注意であったり、乗車するときの確認等、こちら辺につきましましては、今後注意喚起を図っていきたいというふうに考えてございます。

あと、今回の件でございしますが、今回は、先ほど議案上程でも説明しましたように、誰も乗車されていない、駐車場内に止まっていた車に後方不十分で起こしてしまった事故でございまして、過失割合が市が100%の過失というような形になってございます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 保険金の支払いでございしますが、全国市有物件の災害共済会の自動車保険のほうに加入しておりますので、そちらのほうから全額保険金でこの89万円ほどですか、は全額こちらから支給をされるというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 私、今、経済環境グループリーダーが答弁されたことだと、気をつけるということは本人のなんか自己責任的なところにも、ある面、側面では見えてしまうというところで、やはりちょっと今日は体調が悪いなと思っても、仕事行かなきゃいけないなということで無理して公用車に乗ったりとかそういう場合もなきにしもあらずかと思うんですね。

そういう中で、やはりある程度基準を決めて、本人が体調が悪いとか、少し、女性だったら今生理中とか、昨日あまり寝られなかったとか、いろんなところを含めて、やはりそれはチェックをしっかりと行った上で乗車していくというような基準をやはり設けるべきだと思うんですけども、そのあたり、副市長とか企画部長とか総務部長とか、どうでしょうかね。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、健康管理に関する事だと思います。

何も仕事上で車を運転するときに限らず、やはり当然管理職であるリーダー、そういう者がきちんと職員の健康管理をするということは、いわば当たり前だというふうに思いますので、本人からの申出もあります、そういったところを含めて、いわゆる、先ほどからいろいろおっしゃっています、誰も車をぶつけようと思って事故を起こすということを想定はしていない。細心の

注意を払ってきちんと運転をしておった。しかし不幸にして起きてしまったということで、きちんと一つ一つそういったことも踏まえながら、今おっしゃった健康管理というか、本人からきちんと、そういったことがあれば、少しこういう状態だということを申し出ていただくように、そういう職場の環境づくりに努めていきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第46号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号 損害賠償額の決定及び和解について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 議案第47号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第47号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第4回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、補正後の予算総額を186億6,426万

7,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款1項6目高齢者社会参加推進費は、高浜老人ふれあいの家の改修工事に伴うアスベスト調査を実施するために必要な経費を計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今回、改修工事に伴うアスベスト調査の実施ということですね。改修工事の前にアスベストの調査をしなければならないということなんですが、なぜここで追加で出てきたのか。もう少し早くしなかったのか。そのあたりをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 最終日の追加上程となってしまいましたが、今回の補正予算でアスベストの調査をすることによって、今年度の公共施設推進プランに基づきます老人ふれあい家の改修工事を挽回できるかというところでおります。

遅くなってしまった理由といたしましては、推進プランスケジュールに基づいて改修工事のほうを行うスケジュールで進めておりましたけれども、建物の解体、改修工事を行う場合におきまずアスベストの事前調査の義務化の法令改正内容を失念していたことにより、今回追加をお願いをさせていただくものとなります。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） アスベストの調査の件について失念されていたということなんですけれども、先ほど私、討論でも言ったんですけれども、南部ふれあいプラザの耐震診断工事実施設計業務委託、ここにはアスベスト調査費が含まれているとお聞きしているんですね。なので、南部ふれあいプラザについてはアスベスト調査費が含まれていたけれども、多分こっちのふれあいの家はちょっと失念していて含まれていないということになったかと思うんですね。

やはりこういったミスを防ぐためには、どのような対策というか対応をされていくのかというところをお聞きしたいと思います。特に、私、先ほども討論で申し上げましたが、やはりなかなか技師が少ないもんですから、こういったことは今後ちょっと起こり得るかなというところで、

どのような対策をされていくのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 今回の改修工事につきましては、もともとは4部屋あるうちの1部屋が大浴場で、使われていないと。その大浴場を普通に使える部屋にするということで、軽微な工事ということで認識をしておりました。当初予算を計上するに当たりまして、2社からいろいろな見積等を現地で確認しながら進めている中で、改修工事費のほうは計上いたしましたが、アスベスト調査費のほうは失念してしまったという結果でありました。

今後は、今回の見積業者につきましても、今まで市のほうで実績のありました業者2社のほうにお願いさせてもらいましたが、それを基に当初予算を計上する前に、内部の技師のほうにも相談をさせていただいて、このようなことがないように注意をしてみたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第47号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長挨拶。
市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） どうもお疲れさまでございました。
令和6年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
去る6月6日から本日6月28日までの23日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、議案12件につきまして慎重に御審議をいただいた上、原案どおり御意見、あるいは御決を賜りまして、誠にありがとうございました。
審査の過程でいただきました建設的な御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、気象庁は、今月10日にエルニーニョ現象が終息したと見られると発表されました。エルニーニョ現象の終息に伴い、日本付近においては夏の平均気温が平年より高くなると予測をされています。

本格的な夏を前に注意すべきは熱中症でございます。熱中症は重症化すると命に関わる病態がありますが、取組により予防することもできるものでございます。

環境省は、4月から従来の熱中症警戒アラートに加え、その1段上に当たる熱中症特別警戒アラートの運用を始めました。市においても、6月から9月末にかけて、またこの期間以外でも暑さ指数が一定以上になったときに、開館時に限りますが、暑さをしのぐ場所として市内11の公共施設の休憩スペースを開放するクールシェアスポットの取組を開始いたしました。

新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行してから2度目の夏を迎え、多くの行事等が開催されるものと存じます。議員の皆様におかれましては、熱中症警戒アラート等を参考に、必要に応じたクールシェアスポットの活用、小まめな水分補給など、熱中症予防に御協力の上、市民の皆様との交流を一層深めていただければ幸いです。

最後に、議員の皆様におかれましては、市政発展のため一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって、令和6年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。
去る6月6日の開会以来、本日までの23日間にわたり、終始御熱心に審議いただきましたこと、誠に感謝を申し上げます。
今回の最終日におきまして、1つ印象的なことがあったので、お話しさせていただきます。
よく議案の最中、定例会の最中、委員会の最中もそうですが、議案の範疇ということでもよくめめることがあります。

確かに、議案の範疇というのは、人によって範疇の差は若干あります。今日の討論で柴口議員の討論が私にとってはなかなか印象的で、全体としては反対ですが、今回の議案についてということに関しては、賛成されたという、それは本当に議案の範疇というものを考えて判断されたということはすごく印象的でありました。

今後とも、皆様におかれましては議案の範疇をしっかりと判断していただき、市民の皆様のためになるよう審議をお願いいたしまして、議長としての御挨拶と代えさせていただきます。

今定例会、お疲れさまでした。

午前11時57分閉会
